

(意見書案第 20 号)

平成 26 年度地方財政の確立を求める意見書

政府は 8 月 8 日に閣議了解された中期財政計画において、「地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としているものの、歳出特別枠の見直しなどにも言及しており、平成26年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念がある。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、財政的な制裁措置の導入についても検討が進められている。

地方では長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けている。

よって、政府においては、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保することにより、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保を図ること。
- 2 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠の減額を行わないこと。あわせて歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換を検討すること。
- 3 平成26年度においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算を継続・確保するとともに、法定率の引き上げなど抜本的な対策を行うこと。
- 4 合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化を図ること。
- 5 平成25年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、平成26年度予算においては減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議のもとで算定のあり方を検討すること。
- 6 地方交付税の算定について、「行革努力」「地域経済の活性化の成果」に応じた算定方式の導入や平成25年度の給与削減要請に関連した財政的制裁措置の導入など地方交付税法の本旨に反する措置は、厳に慎むこと。
- 7 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

} 宛